

平成 15 年度事業計画書 (平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日)

1 法整備支援受託事業

国際協力事業団は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の法整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力事業団の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所と協力し実施している。

国際協力事業団からの受託事業収入は平成 8 年度 11 百万円から年々増加し、平成 14 年度は 83 百万円とピークに達した。平成 15 年度はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等、一般研修の縮小等により受託総額は前年度を下回ることとなる。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力事業団受託事業収入費用の推移(平成 14 年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出 (千円)
平成 12 年度	45,433	53,832
平成 13 年度	65,060	71,622
平成 14 年度	82,968	83,446
平成 15 年度(予算)	65,950	69,850

(1)ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

国際協力事業団とベトナム司法省との法整備支援契約フェーズ 2(3 年 5 ヶ月)は平成 15 年 3 月にて終了し、平成 15 年度には新たな 3 ヶ年契約(フェーズ 3)がスタートする。

日本での研修は、既に 21 回実施され、来日した研修員は総勢 200 人を超している。特に平成 12 年度からは司法省の他に最高人民裁判所、最高人民検察庁を含め、年 4 回の研修を実施してきたが、日本法制度の一般研修はここで一区切りをつけることとなり、当年度以降は、民法改正研究、法曹養成教官研究(トレーナーズトレーニング)などに目的を絞った研修を年 2 回行うこととなる。

平成15年度ベトナム研修スケジュール

第22回研修 平成15年9月29日～10月24日

司法省、最高裁等から10名、メインテーマ 民法改正

第23回研修 平成15年10月10日～12月5日

司法省、最高裁、最高検等から10名、法曹養成トレーナーズ研修

研修場所は法務総合研究所国際協力部(大阪)を中心とし、研修期間中、1週間～10日間を東京法務総合研究所)にて実施することになる。

研修の講師には当財団役員、学術評議員にも引き受けていただき、又、研修期間中に法曹関係機関の見学や企業訪問、日本側関係者との懇談、交流の場を設ける。

(2)地域別国際民商事法研修(地域研修)

国際協力事業団は従来の多数国マルチ研修(平成14年度は7ヶ国を対象)を見直し、経済、文化圏の近い地域別の研修体制に切り替える方針をとることとなり、当年度はインドシナ半島4ヶ国を対象とした地域別研修を実施する。

この国際研修には、従来同様日本人研修員(法務省、裁判所、弁護士、企業法務)6名も加わり、5週間にわたり合宿により共同研修(今回は一般研修の他、知的財産権保護を特別テーマとして焦点を当てる。)を行う。財団関係者による講師の引受、見学旅行や企業訪問、研修員によるカントリーレポート発表会、懇談交流会等研修を円滑に進めるため幅広い協力を行う。なお、この研修に参加する日本人研修員の費用は原則として当財団が負担する。

第1回地域別国際民商事法研修

対象地域 インドシナ半島4ヶ国

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの司法省、裁判所、検察院等から各国3名、日本人6名合計18名参加

期間：平成16年2月23日～3月26日 約5週間

場所：法務総合研究所国際協力部(大阪)

研修期間中約1週間は東京で行い、また石川県金沢市を見学訪問する他、研修期間中に大阪で開催されるアジア太平洋諸国知的財産権シンポジウム(後述)にもカリキュラムの一環として参加する。

(3)カンボジア民法・民訴法起草支援研修(カンボジア特別研修)

下記(4)のカンボジア民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトは、草案の引き渡しにより一段落したが、法案の国会での成立及び関係諸制度の構築に向けて立法関係者や法曹養成トレーナーズの研修について、引き続き日本側の支援協力が求められている。

カンボジア特別研修(民法・民訴法起草支援)

期 間：平成 15 年 4 月 1 日～11 日

研修員：司法省、裁判所起草スタッフ 8 名

場 所：法務総合研究所(東京)

本研修は草案作成最終段階の研修として、平成 15 年 3 月 24 日～4 月 11 日の間実施されたものであるが、期をまたがるため、4 月 1 日～11 日分は平成 15 年度事業として分離し、国際協力事業団から業務委託契約を受けたもの。

カンボジア法整備支援研修(法曹養成トレーナーズ 研修第 1 回)

期 間：平成 15 年 9 月 8 日～30 日

研修員：司法省他法曹養成機関スタッフ 8 名

場 所：法務総合研究所(東京)

カンボジア法整備支援研修(法曹養成トレーナーズ 研修第 2 回)

期 間：平成 15 年 12 月 1 日～19 日

研修員：司法省他法曹養成機関スタッフ 8 名

場 所：法務総合研究所(東京)

(4) カンボジア法制度整備(民法、民訴法起草支援等)

当財団は国際協力事業団から、カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成のため設立された国内支援委員会委員 5 名(民法作業部会委員 14 名)、民事訴訟法作業部会委員 13 名)の事務局運営業務を受託している。

本プロジェクトは 4 年間にわたり両国関係者の絶大な協力のもと、両草案の作成がほぼ完了し、去る 3 月 4 日カンボジア司法大臣に引き渡された。カンボジア側は(1)両法案の成立まで現地ワークショップや専門家派遣、本邦研修などの支援協力(2)民法・民訴法関連法制度(公証人法、執行法、不動産登記法等)構築支援(3)司法官・裁判官・検事養成学校、弁護士養成学校の運営への協力を要請しており、平成 15 年度には国際協力事業団とカンボジア司法省他関係機関との間で新たな法整備支援契約(フェーズ 2)がスタートする。但し、民法、民訴法草案作成業務自体はほぼ終了したことにより、日本国内での事業規模は、平成 14 年度のピーク時に比べ減少する見込み。

当財団は引き続き国内関係委員会、作業部会の事務局を担当し、この運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者 5～6 名を起用して取り進める。

また、当財団は当財団事務所会議室、事務機器の使用便宜、各委員への謝金や交通費、諸会議費等に補助支援を行っている。

(5)ベトナム法制度整備(民法改正共同研究等)

平成15年度にスタートするベトナムとの新3ヶ年法制度整備支援契約(フェーズ3)では、前記本邦研修の他、(民法を中心とした民商事法分野の立法プロジェクトとして民法改正共同研究の継続(平成17年度上半期に国会提出が目標)、民事訴訟法、執行法、商法等の改正作業への支援協力)法曹人材強化プロジェクトとして、法曹養成各機関、ハノイ国家大学等の事業運営への協力などが含まれる見込みである。

当財団は当年度も引き続き国内支援委員会、民法改正共同研究会の他、新規事業のため設置される委員会、部会の事務局業務を担当する。

本事務局の円滑な運営のため財団職員の他に大学講師、大学生を各1名を起用しているが、今後必要に応じ協力者を増員することとする。

(6)ウズベキスタン法整備支援研修(ウズベキスタン研修)

ウズベキスタンは1991年のソ連邦崩壊後、中央統制計画経済から市場経済への移行を目指し、そのための法制度の整備を進めているが、課題が山積みしており、欧米諸国の法の継承により発展してきた日本による協力を求めてきたので、国際協力事業団及び法務総合研究所国際協力部は予備調査の実施を経て、昨年度から本邦研修を開始した。

当財団は国際協力事業団から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

第2回ウズベキスタン研修

期 間：平成15年10月27日～11月23日(4週間)

研修員：司法省、経済裁判所、検察庁等から8名

場 所：法務総合研究所国際協力部(大阪)

法務総合研究所東京)

名古屋大学

(7)日本・インドネシア法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

同国への支援検討のため、第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要があり、昨年度は日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとしてスタートした。(実質的には研修のカテゴリーに入るので「第1回インドネシア研修」と略称する。)

当財団は国際協力事業団から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

第2回インドネシア研修

期 間：平成15年6月9日～7月4日

研修員：裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など10名

場 所：法務総合研究所国際協力部(大阪)

法務総合研究所(東京)

(8)その他諸国研修等

当財団が直接業務委託を受けていないが、国際協力事業団の研修として、ラオス研修(名古屋大学、法務省による研修)などがあるが、当財団としても研修員と当財団関係者との交流の場を設け、当該国の法制度の最新の状況について情報の入手に努めている。この様な機会はその他アジア諸国とも増加すると思われ、当財団としても可能な範囲で支援協力することとしたい。国際協力事業団との関係事業として一括管理する。)

(9)法整備支援戦略研究会

日本は国際協力事業団を主体としてODA法整備支援を行っているが、目的、支援対象国、内容・方法、効果等を総合的に検討し、日本独自の立場で中長期的戦略を作成するため平成14年8月から法整備支援戦略研究会が発足した。法務総合研究所国際協力部山下教官を座長とし、最高裁、法務省、外務省、JICA、ベトナム・カンボジア国内支援委員会、名古屋大学関係者8名を委員として、当財団が事務局業務を行う。

また、平成15年度にはラオスに対する重要政策中枢支援プロジェクトがスタートする予定であり、この準備段階として、ラオス法制度整備関連会議が設けられるので、この事務局業務も併せ当財団が引き受けることとなった。

両会議の事務局を新たに引き受けるが、当財団は現有人員体制の中でこれを実施し、事務諸経費も両会議共通にて処理をする。

法整備支援戦略会議 委員8名 年間4回開催

ラオス法制度整備関連会議 委員6名(予定) 年間4回開催

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力事業団の ODA 関係の事業とは別に法務総合研究所と共に日韓パートナーシップ研修、アジア開発銀行の国際研修プログラムへの参加協力、更には当財団独自の立場での個別支援事業も行っており、これらを一括し、その他法整備支援事業として管理している。

(1) 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院(最高裁)と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。

第5回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 知的財産権保護制度

日本セッション 平成15年6月10日～6月19日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)において研修。

韓国セッション 平成15年10月20日～10月31日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修。

(2) アジア開銀研修(ADB研修)

アジア開発銀行の法整備支援研修プロジェクトに法務総合研究国際協力部と当財団が協賛し、日本で開催する ADB 研修は、第1回を平成12年度(アジア6ヶ国対象マルチ国際研修)、第2回を平成14年度(フィリピン裁判官を対象とする研修)に実施しているが、平成15年度は実施計画なく、平成16年度に改めて検討する。

(3) 中国民法典制定への協力

中国民法典編纂に向けて、日中民法学者が共同研究を行い支援するプロジェクトが計画されており、当財団はこの成果の発表の場として講演会の開催などに協力する。共同研究は中国側は社会科学院法学研究所、日本側は名古屋大学を中心として民法学者がチームを組む予定。

(4) その他諸国関係

国際協力事業団の ODA 案件とは別に、新たに発生する法整備支援関係プロジェクトに対応するため、予備的に見込むもの。

3 シンポジウム等運営事業

(1)日中民商事法セミナー

中国は胡錦濤国家主席、温家宝首相の新体制のもとで、政府機構の改革が実施され、この中でこれまでの日中民商事法セミナーの中国側当事者であった國務院經濟体制改革弁公室は組織として解体消滅した。

このため当年度中国にて開催を予定していた第8回日中民商事法セミナーは従来通りのやり方での実施は不可能となったため、新しいプロジェクトとしての取組を検討する。
(日本側関係先とも十分協議し、両国双方の取組体制を新たに構築する予定。)

日中民商事法セミナーは当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、これに相当する日中間事業を当年度も実現することを前提に、ほぼ従来通りの予算を計上する。

(2)国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度をテーマとして実施した。

当年度は関係諸機関の協力も得て機会を広げ、年2回開催を目標とする。

(3)アジア太平洋諸国知的財産権保護法制シンポジウム

平成14年度～15年度の2ヶ年にわたり実施している知的財産権調査研究の成果の取りまとめとして、昨年度はミニシンポジウムを開催したが、当年度は対象国6ヶ国から講師を招き集大成としてのシンポジウムを開催する。

時 期 平成16年3月12日

場 所 大阪中之島合同庁舎国際会議室

主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援 JETRO

対象国 中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ

(4)他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

4 調査研究事業

(1)知的財産権保護法制調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願いし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADRを実施し、昨年から2年間のプロジェクトとして知的財産権の保護法制を取り上げている。

知的財産権保護法制調査研究会(知財研)

主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援 JETRO

期 間 平成14年度～15年度 2年間

対象国 中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ

研究会 顧 問 小野昌延弁護士

座 長 江口順一大阪大学名誉教授

研究員 学者、弁護士6名

法務省(国際協力部及び民事局)及び裁判官からも参加

協 力 JETRO 1名

当年度は定期的研究会開催の他、対象国アンケート、海外出張現地調査を実施し、研究の最終総まとめ、シンポジウム開催、成果物出版を行い、本プロジェクトを完了する。

(2)海外現地調査

法務総合研究所及び当財団関係者が研修参加国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援研修の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。平成15年度は、ラオス他1～2ヶ国を対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

平成15年6月発行

平成14年度事業報告、平成15年度事業計画を掲載

平成15年12月発行

第8回日中民商事法セミナー特集を予定

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間4～5回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。当年度から機関誌発行を2回とし、その替わり ICCLCNEWS の発行を従来の年3回から4～5回に増加する。

(3)パンフレット作成・ホームページの開設

平成14年1月末に開設した当財団ホームページに追加又は新規情報掲載により内容の充実を計る。